

ID: 15

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町使用料の徴収に関する条例 第3条		
例規番号	昭和39年 条例第9号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(減免)</p> <p>第三条 町長は、前二条の規定にかかわらず、必要と認めるときは使用料を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日